# 重国籍問題が導く日本版・台湾関係法

理事・亜細亜大学非常勤講師多田恵なだが

### **| 台湾という領域についての日本政府の立場**

日本は台湾という領域について、サンフランシスコ平和条的(一九五一年九月八日署名)においても「台湾及び澎湖諸島に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄したことが承に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄すに対するすべての権利、権原及び請求権を放棄したことが承に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄すに対するすべての権利、権原及び請求権を放棄すに対するすべての権利、権原及び請求権を放棄すに対するすべての権利、権原及び請求権を放棄すに対するすべての権利、権原及び請求権を放棄すに対するすべての権利、権原及び請求権を放棄するが、一九五十八日署名)において、日本政府の見解である。

不可分の一部であることを重ねて表明する。日本国政府は、は「中華人民共和国政府は、台湾が中華人民共和国の領土のただし、日中共同宣言(一九七二年九月二十九日署名)で

しているので、かなり、自らを束縛してしまっているのも事声明に示された諸原則が厳格に遵守されるべきことを確認」平和友好条約(一九七八年八月十二日署名)の前文で「共同ダム宣言第八項に基づく立場を堅持する」としており、日中ごの中華人民共和国政府の立場を十分理解し、尊重し、ポツ

#### 日本政府の台湾人についての取扱い

実である

民」とみなされ、国籍を「中国」と表記されるようになる。日華平和条約により、台湾人は中華民国すなわち「中国の国門工十八日、外国人登録令を廃止して新たに制定した日華平和条約により「中華民国の国民」と「みな」された。二〇七号)により「外国人登録令(一九四七年五月二日勅令第台湾人は戦後、外国人登録令(一九四七年五月二日勅令第

年六月十九日)では、「中国本土で出生又は死亡した者につ ……と記載するよう強く希望する者」がある、という問題に いての出生又は死亡の場所の戸籍記載を『中華人民共和国 九六四年の民事甲二〇九七号民事局長通達 (昭和三十九

取扱いを指示している。 台湾を区別することなくすべて『中国』と記載する」という 0) あるため、「出生、死亡の場所の記載」、「中国人と日本人間 られず、かといって「中華民国」と記載することにも疑問が ついて、当時は「中華人民共和国」を未承認であるため認め `婚姻事項中の国籍の表示等」についても、 「中国本土及び

ことを指摘しておく。 で出生又は死亡した日本人の戸籍記載にも関わる問題である なお、これは、 台湾人のみがかかわる問題ではなく、 台湾

情に合わせたものにすればよかったのだが、日本はそのよう な手当てを行わなかったため今でも行われているのだ。 和国政府を中国の正統な政府として政府承認をした際に、実 この通達による取扱いは、 日中共同宣言により中華人民共

必ずその条文は台湾を含み、 年一月一日施行)を制定し、「合衆国の法律が外国の国 ならない」(第四条)として、 米国で政府承認の切り替えにあたり台湾関係法(一九七九 政府および類似の存在に言及し、関係する場合は 法律は台湾に適用されなければ 国家承認・政府承認がなくて 玉

も事実上の国として扱えるようにしたのと対照的である。

#### 「台湾正名運動」とその成果

「台湾」表記を求めた運動である。 めとする在日台湾人団体人および日本李登輝友の会等で、 国」と表示されていた問題について、在日台湾同郷会をはじ とづく外国人登録制度のもとで、台湾人の 「台湾」に正す台湾正名運動が始まった。 二〇〇一年に、 台湾人の外国人登 録証 外国人登録法にも の国 「国籍等」が「中 [籍欄 の記載を

欄においても「台湾」が記載されるようになった。 たのである。これにより、台湾人の住民票の 同欄が「中国」と記載されるので、一目で区別が可能になっ の「台湾」表記という大きな成果を収めた。中国人の場合は 人在留管理制度 これは、二〇一二年七月九日より施行された、 (在留カード)における「国籍 玉 地地 籍 新しい外国 地 域

記が認められるようになっており、大阪市等、 八年五月三十日より、「中国」をつけない「台湾」のみの表 本人についても、「前住所」 治体でも同様の扱いが行われるようになってきている。 (台湾)」などの表記が強制されていたが、東京都では二○○ なお、住民票については、台湾から日本国内に転入した日 欄で「中国台湾省」や ほか 0 地 「中国 方自

しかし、

調理師や美容師等の免許証には、外国人の場合は

おおいにそぐものだ。出できないという問題が残っている。これは、日本の魅力を許を取得した台湾人は、悔しい思いをし、免許を誇らしく掲いまだに「中国」とされていて、日本に留学してこれらの免「国籍」が記載されるので、台湾人がこれらを取得しても、

## **◆日本政府の台湾という政治的実体についての取扱い**

口で指導される。

間、 ずだ。実際、 るので、二重国籍ではないというものであった。 の経験があれば、実態にそぐわないことはすぐに分かったは 玉 国籍」とされており、 [籍を取得したら自動的に中国の国籍を失うという条項があ このたび、 しかし、 氏が使っていた論法のひとつは、台湾人は日本では 蓮舫氏に日本と台湾双方に関わる法律 蓮舫氏の二重国籍問題が取り沙汰された。 日本政府は、台湾で独自の法律が行われている 中華人民共和国の国籍法では、外国 上の手続き その 中 0

や養子縁組等が、相手の国の法律上も許されているか確認す方式」と記載される。日本の戸籍の窓口には、国際的な婚姻台湾の戸籍当局の証明書を添えて提出し、戸籍には「台湾の結婚した「日台カップル」が日本側に婚姻届を出す際には、たとえば、日本は台湾のパスポートも「有効な旅券」としたとえば、日本は台湾のパスポートも「有効な旅券」としたとえば、日本は台湾のパスポートも「有効な旅券」とし

ことを前提として事務を行っている

る際にも、台湾の「国籍」を有することを記入するよう、窓籍留保の届出日」が記載される。日本のパスポートを申請すとされ、「(日本) 国籍留保」の手続きを行い、戸籍には「国関係機関に届け出を提出する必要があります」(交流協会)とされ、「(日本) 国籍留保」の手続きを行い、戸籍には「国とされ、「(日本) 国籍留保」の手続きを行い、戸籍には「国とされ、「(日本) 国籍留保」の手続きを行い、戸籍には「国

もし台湾人が日本に帰化する場合は、その最終段階において、台湾から「喪失国籍許可証書」(国籍を喪失することをとされている。なお台湾人がこの証明書を受けた場合、すでとされている。なお台湾人は「国籍」表記では強制的に「中国」とされてしまうという不本意かつ不合理な状況におかれている一方で、台湾は事実上の国(少なくとも、権限のある当局)として扱われている。

というのが連結点になって、中華民国法が適用される。これ法務大臣に対し、国際私法上「台湾の皆さんは中華民国国籍適用に関する通則法」案をめぐり、枝野幸男委員が杉浦正健実際に二〇〇六年六月十四日の衆議院法務委員会で「法の実際に二〇〇六年六月十四日の衆議院法務委員会で「法の

よろしいと思います。そういう解釈が定着しております」と 理を具体的にする規定がなくてもいいんだ、こういう理解を そういう解釈であるから……中国と台湾の関係についての処 は公法上の承認とか、公法上の国籍の概念とは別次元として、 したんですが、それでよろしいですね」と質問し、「それで

いう答弁を引き出している

「我が国の国籍事務において、台湾出身の方に、中華人民共 あるために、行えないことが少なくとも二つある。 和国の法律を適用しておりません」という見解を表明した。 いての報道に対し、法務省民事局民事第一課は九月十四日 最終的に、蓮舫氏の二重国籍にあたらないという解釈につ しかし、日本の国籍法に関わる事務で、台湾が未承認国で

出来ないという取扱いだという。

たところ「申請の条件が整っていない」として受理されない になった陳全寿・元中京大学教授が、日本国籍離脱を申請し れたことだが、台湾の行政院体育委員会の主任委員 これは、二〇〇四年に台湾で問題になり、日本でも報道さ (閣僚)

などした事件である。

解」(『週刊ダイヤモンド』二○○四年九月十八日号)で伝え たのだ。このことは、櫻井よしこ氏が「理由は中国への気兼 棄しなければならない。そのため、台湾の政界で問題視され ねか? 台湾の国籍法では公職に就く場合、 日台両国の架け橋的人物の日本国 原則として外国籍を放 [籍離脱を阻む不可

だろうか。

しかし、

ている。

国籍を隠していたことが問題となり、二〇〇九年になって、 一九九四年からの議員当選が取り消されたこともある また台湾では、李慶安という「二世議員」が米国との二重

化ないし選択のためということであれば、これを行うことが れ、「日本国籍喪失」の手続きであれ、台湾「国籍」への帰 しぶしぶ明かされたことは、「日本国籍離脱」の手続きであ ため、再度、法務省に確認してみた。つまらない問答の末、 陳全寿氏の事件からすでに十二年が経っているので、念の

が承認している政府ではないため、それが証明書を出すとこ 有する」という条件であるところ、台湾(中華民国)は日本 することができる(十三条)」というふうに「外国の国 民は、法務大臣に届け出ることによって、日本の国籍を離脱 その理由は、国籍法の条文が「外国の国籍を有する日 |本国

#### 法務省の一貫性のない解釈

国籍留保の手続きも必要ないし、帰化の際に「喪失国籍許可 なら、生まれながらにして台湾との二重国籍になる人々は、 ろの「国籍」は「外国の国籍」にあたらないためだという。 法務省のこのような条文の解釈は一貫しているの 台湾の「国籍」が、「外国の国籍」 でないという

に問えないのではないか。

すれば、二重国籍ではないということになる。 法務省が国籍離脱の手続きの際にとっている解釈から類推

のか。

は漏れてしまうことになるかもしれない。条文の表現がこれまで同様であれば、台湾との間の二重国籍ることを禁止するための法案提出を検討している」という。日本維新の会が二重国籍者が「国会議員や国家公務員にな

は違法な二重国籍状態であったと認められる可能性が強い。国籍留保の手続きを求めている解釈から類推すれば、蓮舫氏困方、出生により台湾との二重国籍になった者について、

ないか

## 同じく法務省が所管する入国管理事務においては、前述の日本は法治国家として明確な法体系を持つべき

というのだろうか

認国だから〝外国〟にあたらない」と言いたければそう言えっている。したがって、国籍事務の担当部署も「台湾は未承ように、台湾を中国という国とは切り離し「地域」として扱

22

ばいいのである

いても矛盾した扱いをしていることが露見することが心配な知られるのが心配なのか。あるいは、そもそも国籍事務においることを公言して、中国の気を損ねることを心配している国籍事務の担当部門は、台湾を実質的な国家として扱って

れば、台湾を国家承認することなく、一挙に解決するのでは法律は台湾に適用されなければならない」という条項を設け在に言及し、関係する場合は、必ずその条文は台湾を含み、のが大変ならば、この際、日本でも台湾関係法を制定し、のが大変ならば、この際、日本でも台湾関係法を制定し、

国と同様の法律を制定する、それくらいのことさえ出来ないもと国民であった台湾人民への配慮が求められるところ、米は難しいだろう。しかし、主権国家として、ましてや、もと日本としては立場上、世界に先駆けて台湾を承認すること